

ワクチン接種会場への看護師派遣について

ワクチン接種に係る人材確保について

第319回労働政策審議会職業安定分科会
労働力需給制度部会 配付資料
(令和3年4月13日開催)
→令和3年4月23日に改正省令が公布・施行

現状

- 医療機関への看護師等の労働者派遣については、原則禁止。
- 地方分権対応として行った政令改正により、本年4月1日から、へき地の医療機関に限り、看護師等の労働者派遣が可能に。
- これにより、へき地のワクチン接種会場（医療法上の診療所に該当）への看護師等の労働者派遣は可能となる。
- 他方、全国知事会などから、接種に係る医療従事者の確保に当たり、へき地以外の地域においても、へき地と同様に看護師及び准看護師の労働者派遣を可能とする要望を受けている。

必要性

- コロナワクチンについて、約1年間の間（令和3年2月17日～令和4年2月28日：予防接種法に定められた臨時の接種期間）に約1.1億人を対象に予防接種を実施するのは、我が国にとって初めての経験であり、コロナ対応により医療提供体制もひっ迫している中において、接種を行う看護師等を確保することは、相当の困難が生じることが予想される。
- これまで、医療従事者への接種（約470万人）を実施してきたところであるが、4月12日から、一部の自治体で高齢者への接種（約3,600万人）が始まっており、今後の全国的な本格実施に向け、人員体制の整備を図る必要がある。

対応案

- ワクチン接種会場の人員確保のための選択肢の一つとして、コロナ禍の特例措置として、従事者（看護師、准看護師）、場所（ワクチン接種会場）、期間（～令和4年2月28日）を限定の上で、ワクチン接種会場への労働者派遣を可能とする。（省令附則改正）

労働者	業務	派遣される場所			
		へき地の病院・診療所		へき地以外の病院・診療所	
		接種会場		接種会場	
看護師	療養上の世話 診療の補助	○	○	×	✗ → ○ (～R4.2.28)
准看護師	療養上の世話 診療の補助	○	○	×	✗ → ○ (～R4.2.28)

※「○」：派遣が可能な業務 「✗」：派遣禁止業務
※ は今回派遣を可能とするもの

【ワクチン接種業務の適切な実施を確保するための措置】

- へき地のワクチン接種会場への派遣に当たっては、ワクチン接種の実施主体である市町村等において、ワクチン接種方法等についての事前研修を実施することとしている。
- へき地以外のワクチン接種会場への派遣に当たっても、同様の事前研修の実施を求ることとする。

緊急事態宣言解除を受けた今後の対策に係る緊急提言（令和3年3月20日全国知事会）

- 人材が限られている離島やへき地をはじめ、接種に係る医療従事者の確保が課題となっていることから、潜在看護師の掘り起こしや各種団体への派遣の働きかけを行うとともに、へき地以外の地域においても、へき地と同様に看護師及び准看護師の労働者派遣を可能とするなど、国として必要な支援を行うこと。

新型コロナワクチン接種に関する緊急要請（令和3年2月5日中核市市長会）

2 ワクチンの接種体制の確保について

- （5）現在、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」により看護師の医療機関への派遣は禁止されている。各自治体が自ら設ける会場で集団接種方式によるワクチン接種事業を実施する場合、当該会場については診療所開設の届出を行うため、必要な看護師を確保するためには、派遣によらず自治体が直接雇用する必要がある。雇用形態が限定されることにより自治体における接種体制の確立に支障が出ていることから、医師の下で従事する場合等、特定の条件の下において、派遣による看護師でも医療行為が行えるよう、特別な措置を行うこと。